

令和3年第2回臨時会

鬼北町議会会議録

開会 令和3年5月11日

閉会 令和3年5月11日

鬼北町議会

令和3年第2回鬼北町議会臨時会

令和3年5月11日（火曜日）

○議事日程

（臨時議長による議長選挙まで）

令和3年5月11日午前9時00分開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議長の選挙

（議長による初議会終了まで）

- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第11 承認第1号 町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第12 承認第2号 町長の専決処分（鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第13 承認第3号 町長の専決処分（鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第14 承認第4号 町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第9号））の承認について
- 日程第15 承認第5号 町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認について
- 日程第16 承認第6号 町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認について
- 日程第17 同意第1号 鬼北町監査委員の選任について
- 日程第18 同意第2号 鬼北町消防委員の選任について
- 日程第19 同意第3号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第20 同意第4号 鬼北町副町長の選任について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本	一仁	2番	兵頭	稔
3番	高橋	聖子	4番	中山	定則
5番	末廣	啓	6番	山本	博士
7番	松下	純次	8番	福原	良夫
9番	程内	覺	10番	松浦	司
11番	赤松	俊二	12番	芝	照雄

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長	兵 頭 誠 亀	副 町 長	井 上 建 司
企画振興課長	二 宮 浩	総務財政課長	高 田 達 也
危機管理課長	水 野 博 光	町民生活課長	那 須 周 造
保健介護課長	芝 達 雄	環境保全課長	森 明
農 林 課 長	松 本 秀 治	建 設 課 長	上 田 司
水 道 課 長	上 田 司	日吉支所長	山 本 雄 大
会 計 管 理 者	古 谷 忠 志	教 育 長	松 浦 秀 樹
教 育 課 長	谷 口 浩 司	監 査 委 員	上 甲 康 夫
農 業 委 員 会	川 平 定 計	農 業 委 員 会	松 本 秀 治
会 長		事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員	谷 口 清 美	選 挙 管 理 委 員	高 田 達 也
会 委 員 長		会 書 記 長	

○事務局長（都 浩明君）

ご起立ください。

礼。

ご着席ください。

議会事務局長の都浩明です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会となります。地方自治法第107条の規定により、議長が決まるまでは、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。よって、年長者の兵頭稔議員をご紹介します。

○臨時議長（兵頭 稔君）

ただいま紹介されました兵頭稔です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、令和3年第2回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分 開議）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第2回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、去る4月6日に告示されました鬼北町議会議員選挙において、ご当選されました議員の皆様へ、心からお祝いを申し上げます。私も、先の選挙におきまして、町民の皆様へ多くのご支援を賜り、無投票当選の栄に浴させていただきました。議員の皆様とともに、新しい鬼北町を考え、行動していける喜びと同時に、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いを感じております。

私は、町長選挙の立候補にあたって掲げた公約に取り組みますと同時に、多くの方々からいただきましたご提案・ご意見を私なりに考え、ひとつでも多くの課題を克服するため、常に緊張感と危機感を保ちながら仕事に取り組んでまいりたいと考えております。

コロナ禍により、これまで以上に生活様式が多様化し、性別や各年齢層、住む地域によって意見の相違が増えつつあることは否めません。

しかし、施策を推進するにあたっては、本日の新聞報道のワクチン接種開始時期の記事にありますように、スピード感をもって対応することはもちろんですが、一方で、時にはじっくりと協議し、そのプロセスを大切にして、より多くの方々の賛同を得るための努力を惜しまず、そのプロセス、協議・話し合いそのものが、町の力・エネルギーとなるよう、町民の皆様のご知恵と力を結集した町づくりを心掛ける所存でございます。

今日の生活環境、社会情勢の変化に迅速に対応し、鬼北町を発展させていくためには、町議会と町執行部がゴール地点が同じであっても、行く道筋が違う場合は、しっかりと議論を交わし、よりベターな道筋を探して行く。また、町づくり施策として、意見が一致し

たときには、一丸となって町民の皆様の負託に応えることが重要であると考えております。改めて議員の皆様のごさらなるご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の議会では、議会の人事構成が行われるほか、ご審議いただきます議案といたしましては、承認案件6件、同意案件4件でございます。

なお、施政方針につきましては、6月の定例議会に肉付け予算、いわゆる本格予算を提案いたしますので、その折に発表させていただきます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。令和3年第2回鬼北町議会臨時会の招集挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（兵頭 稔君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議長選挙までの議事日程は、お手元に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位のご協力をお願いします。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、1番 坂本一仁議員、3番 高橋聖子議員、以上の両議員を指名します。

日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名です。

次に立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番 中山定則議員、5番 末廣啓議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、姓だけでなく氏名を完全にお書き願います。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1番議員から順番に投票願います。

（坂本一仁議員から松浦司議員まで順次投票）

○臨時議長（兵頭 稔君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番 中山定則議員、5番 末廣啓議員、開票の立会いをお願いします。

（開票作業）

○臨時議長（兵頭 稔君）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち有効投票12票。

有効投票のうち、芝照雄議員12票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、芝照雄議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今議長に当選されました芝照雄議員が議長におられますので、本席から、鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

ここで新議長の挨拶を受けます。

○議長（芝 照雄君）

今ほど当選させていただきました芝照雄でございます。新議長として挨拶をさせていただきたいと思っております。

このコロナ禍の中で、町民の不安が募っております。その中でも議会としてできる限り、町民の不安を払拭させるような議会活動また、理事者とともに一緒になってこの難題を少しでも緩和できるようにしていけたらいいなと考えております。

また議長としての重責を今ひしひしと感じております。皆様のご協力、ご理解等がなければなかなか達成することもできないと思っておりますので、今後ともご支援、ご指導のほどよろしく申し上げまして、簡単ではございますけど挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○臨時議長（兵頭 稔君）

これで、臨時議長の職務が終わりましたので議長と交替します。ご協力誠にありがとうございました。

芝照雄議長、議長席へお着きください。

○議長（芝 照雄君）

本日の日程第4以降の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位のご協力をお願いします。

日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12 名です。

次に立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により立会人に、4 番 中山定則議員、5 番 末廣啓議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、姓だけでなく氏名を完全にお書き願います。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1 番議員から順番に投票願います。

(坂本一仁議員から松浦司議員まで順次投票)

○議長(芝 照雄君)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4 番 中山定則議員、5 番 末廣啓議員、開票の立会いをお願いします。

(開票作業)

○議長(芝 照雄君)

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち有効投票 12 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、赤松俊二議員 12 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、赤松俊二議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今副議長に当選されました赤松俊二議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

ここで新副議長の挨拶を受けます。

○副議長（赤松俊二君）

このたび副議長に就任をいたしました赤松俊二でございます。私自身責任の重さを痛感しますとともに、身の引き締まる思いでございます。副議長として芝議長を補佐し、議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

今後とも皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

日程第6、議席の指定を行います。

議席は、鬼北町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名します。

1番を坂本一仁議員とし、11番を副議長、12番を議長とします。以下読み上げて指定します。

1番 坂本一仁議員、2番 兵頭稔議員、3番 高橋聖子議員、4番 中山定則議員、5番 末廣啓議員、6番 山本博士議員、7番 松下純次議員、8番 福原良夫議員、9番 程内覺議員、10番 松浦司議員、11番 赤松俊二議員、12番 芝照雄議員、以上のとおり指定します。

なお、議席の移動は後刻、休憩中に行うこととします。

日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

ここでしばらく休憩します。

議員の皆さんにお知らせします。

休憩中、協議がありますので、10分後に議員控室へお集まり願います。

休憩 午前 9時32分

再開 午前10時15分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、1番 坂本一仁議員、2番 兵頭稔議員、4番 中山定則議員、5番 末廣啓議員、7番 松下純次議員、11番 赤松俊二議員。

厚生文教常任委員会委員に、3番 高橋聖子議員、6番 山本博士議員、8番 福原良夫議員、9番 程内覺議員、10番 松浦司議員、12番 芝照雄議員。

予算常任委員会委員に、1番 坂本一仁議員、2番 兵頭稔議員、3番 高橋聖子議員、4番 中山定則議員、5番 末廣啓議員、6番 山本博士議員、7番 松下純次議員、8

番 福原良夫議員、9番 程内覺議員、10番 松浦司議員、11番 赤松俊二議員、12番 芝照雄議員。

以上のとおりです。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の委員は、議長指名のとおり決定しました。

常任委員会の正副委員長の選任については、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会において互選することとなっておりますので、これから各常任委員会を開き互選してください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に松下純次議員、同じく副委員長に中山定則議員。

厚生文教常任委員会委員長に高橋聖子議員、同じく副委員長に山本博士議員。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算常任委員会委員長に山本博士議員、同じく副委員長に福原良夫議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

互選されました各正副委員長は、演壇前へ整列願います。

ここで、正副委員長を代表して、松下純次総務産業建設常任委員会委員長から就任の挨拶を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長(松下純次君)

よろしく願います。

○議長(芝 照雄君)

日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

議会運営委員会委員に、3番 高橋聖子議員、6番 山本博士議員、7番 松下純次議員、8番 福原良夫議員、9番 程内覺議員、10番 松浦司議員。

以上のおおりです。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、議長指名のおおり決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告します。

議会運営委員会委員長に松浦司議員、同じく副委員長に福原良夫議員。

以上のおおり決定しました。互選されました正副委員長は、演台前へ整列願います。

ここで、松浦司議会運営委員長から就任の挨拶を受けます。

○議会運営委員会委員長（松浦 司君）

ただいま承認いただきました松浦司、そして副の福原良夫議員でございます。まだまだ微力ではございますが、議会運営、議会の要として皆様と一緒に運営に携わっていきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

日程第9、宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

宇和島地区広域事務組合同規約第5条の規定により、議会の議員のうちから3人を選出します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

宇和島地区広域事務組合議会の議員に、芝照雄議員、赤松俊二議員、松下純次議員の3名を指名します。

お諮りします。

ただ今議長において指名しました芝照雄議員、赤松俊二議員、松下純次議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をしました芝照雄議員、赤松俊二議員、松下純次議員が当選されました。

ただ今宇和島地区広域事務組合議会の議員に当選されました、芝照雄議員、赤松俊二議員、松下純次議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選された議員は演壇前へ整列願います。

○宇和島地区広域事務組合議会議員(松下純次君)

これからもよろしくお祈りします。

○議長(芝 照雄君)

日程第10、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、町長もしくは副町長ま

たは議会の議員のうちから1人を選出します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に、議長である芝照雄議員を指名します。

お諮りします。

ただ今議長において指名をしました、芝照雄議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました芝照雄議員が当選しました。

ただ今愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に私芝照雄が当選しましたので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

日程第11、承認第1号、町長の専決処分(鬼北町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、承認第1号、町長の専決処分、鬼北町税条例等の一部を改正する条例の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第9号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例についてをご説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町税条例の一部について所要の改正を行ったものです。

今回の改正につきましては、条建てで行っており、国の法律の改正によるもの、規定の整備等、多岐に亘っておりますので、主な改正点についてご説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧くださいと思います。左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものでございます。

まず、第1条による改正をご説明いたします。1ページをご覧ください。

第24条第2項は、個人の住民税の非課税の範囲、均等割の非課税限度額の合計所得金額を規定したもので、扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると限定したことを規定するものであります。

1ページから2ページをご覧くださいと思います。

第34条の7第1項及び第2項は、寄附金税額控除について規定したのですが、ふるさと納税に関し、返礼品の金額を寄附金額の30%以下とすること、返礼品を地場産品にすることなどの基準に適合するものについて、総務大臣が指定する特例控除対象寄附金とすることとした定義を明確にしたものでございます。

続きまして、2から3ページをご覧くださいと思います。

第36条の3の2第4項及び第36条の3の3第4項は、個人の町民税に係る給与所得者及び個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定したものでありますが、給与及び公的年金等の支払いを受ける者が、給与及び公的年金等の支払いをする者に対し、源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて、当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払いをする者が受けるべき税務署長の承認を不要とするため、これに伴う所要の措置を行うものでございます。

続きまして、4から5ページをご覧ください。

第53条の9第3項及び第4項は、退職所得申告書について、退職手当等の支払いを受ける者が、退職手当等の支払いをする者に対し、源泉徴収関係書類の書面による提出に代えて、当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を適正に受け取ることができる措置を講じていること等一定の要件を満たす場合に、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる規定を新たに加えたものでございます。

続きまして、第81条の4は、環境性能割の税率について規定したものでありますが、環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分が設定され、その区分を2年ごとに見

直すことにより、燃費性能がより優れた軽自動車の普及を促進するものであり、令和12年度燃費基準の下で次のとおり税率の適用区分の見直しが行われたものであります。

第1号の100分の1適用車の区分については、乗用車の場合、エネルギー消費効率が令和12年度基準60%達成、かつエネルギー消費効率が令和2年度基準達成、第2号の100分の2適用車の区分については、乗用車の場合、エネルギー消費効率が令和12年度基準55%達成等を規定するものであります。

続きまして、5ページから6ページをご覧くださいと思います。

附則第5条第1項は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、所得割の非課税限度の総所得金額等を規定したもので、扶養親族について先に説明した均等割と同様、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると限定したことを規定するものであります。

続きまして、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に医療費控除の特例について規定したのですが、適用期限を5年間延長し、令和9年度分の個人の市町村民税まで適用させるものでございます。

続きまして、6ページから8ページにかけてでございますが、附則第10条の2第2項から14項は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定したものでありますが、法律の改正に伴い項のずれを整備したものでございます。

続きまして、附則第10条の2第16項は、法律の改正により、法附則第15条第41項が、法附則第64条に統合されたことによる所要の改正を行ったものであります。

次に、附則第10条の4であります。平成30年7月豪雨により住宅が半壊又は全壊したため住宅を撤去し、未だ住宅が再建されていない被災住宅用地に係る課税標準の特例期間を、法改正により令和4年度まで2年間延長させるため、軽減に必要な事項を申告させることができる規定を設けたものであります。

続きまして、9ページから14ページをご覧くださいと思います。

9ページの附則第11条から14ページの附則第15条第2項までの規定については、固定資産税に係る特例措置について、期間が延長されたことによるものでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、附則第15条の2は、購入時にかかる軽自動車税の環境性能割の非課税について規定したものでありますが、自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減して非課税とする特例措置について、その適用期限を9ヶ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする規定でございます。

続きまして、14ページから15ページにかけてご説明いたします。

附則第15条の2の3第2項は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定したものでありますが、賦課徴収に関しては、国土交通大臣の認定等に基づき判断することになっており、適用車基準に、平成27年度及び令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車を新たに加えるものでございます。

続きまして、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定したものでありますが、種別割において講じている、排出ガス性能及び燃費性能の優れた3輪以上の軽自動車、新車に限りますが、それを取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、自家用乗用車以外の種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で適用期限を2年間延長させるものでございます。

次に附則第16条第1項でございますが、取得から14年を経過した年度以降、税率を概ね20%上乗せされる車輛重課税規定の整備と、附則第16条第2項から第4項までの令和2年度分の軽自動車税の種別割にかかる軽減の規定を削除するものでございます。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと思えます。

附則第16条第6項から第8項は、燃費性能等に応じた区分ごとに、令和3年度及び令和4年度に取得した車輛の令和4年度及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の軽減について新たに追加をし規定したものでございます。

続きまして、附則第16条第6項は、電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、自家用自動車を除きますが、税率の概ね75%が軽減されることを規定したものでございます。

次に、附則第16条第7項は、3輪以上のガソリン軽自動車のうち、営業用の乗用車に限りますが、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準90%達成、かつ、令和2年度基準達成のものについて、税率の概ね50%が軽減されることを規定したものであります。

続きまして、18ページをご覧ください。

附則第16条第8項は、3輪以上のガソリン軽自動車のうち、前項の適用を受けるものを除き営業用の乗用車に限りますが、一定の排出ガス性能を備えたものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準70%達成、かつ、令和2年度基準達成のものについて、税率の概ね25%が軽減されることを規定したものでございます。

続きまして、附則第16条の2第1項は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したものでありますが、先ほど説明した環境性能割の規定と同様に、賦課徴収に関しては、国土交通大臣の認定等に基づき判断することになっており、その規定を追加させることによる整備をしたものでございます。

続きまして、19ページをご覧いただきたいと思えます。

附則第26条第2項は、新型コロナウイルス感染症等による住宅借入金等特別税額控除の特例について規定したものでありますが、所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において個人の住民税から控除するものであって、一定の期間に契約した場合等に、適用期限を令和17年度分の個人の県民税及び町民税まで延長するための改正でございます。

続きまして、第2条による改正をご説明いたします。

19ページから22ページをご覧いただきたいと思えます。

鬼北町税条例等の一部を改正する条例、第2条による改正の新旧対照表に基づき説明させていただきます。

第2条による改正につきましては、令和2年の鬼北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正する第48条第10項、16項及び第50条第4項並びに第52条第3項につきましては、法人の町民税の申告納付及び町民税に係る不足税額の納付の手続き並びに納期限の延長の場合の延滞金について規定、また附則第4条第1項につきましても納期限の延長に係る延滞金の特例が規定されているもので、これらにつきましてはいずれも、法律の改

正に伴う規定の整備でございます。

新旧対照表での説明は以上であります。議案書6ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものであります。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置が設けられておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、鬼北町条例第9号、鬼北町税条例等の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号、町長の専決処分（鬼北町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、よろし

くご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（那須周造君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第10号、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書11ページをお開きください。

今回の専決処分は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部について所要の改正を行ったものであります。

今回の改正につきましては、新たな国の法律の公布施行によるもので、主な改正点についてご説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明をいたしますので、そちらをご覧くださいと思います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものであります。

1ページをご覧くださいと思います。

第1条は、趣旨について規定したものでありますが、過疎地域自立促進特別措置法の期限到来に伴い、過疎対策の理念を過疎地域の持続的発展、持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上に改めることとし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に名称が定められ、新たな法律が制定されたことによる改正でございます。

第2条第1項は、課税免除について規定したものでありますが、法律の改正に伴い、特定地域における工業用機械等の特別償却に関する項のずれを整備したものでございます。

附則第4項は、この条例の失効を定めたものであり、規定を削除するものでございます。新旧対照表での説明は以上です。議案書11ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、令和3年3月31日から施行する。ただし、第1条及び第2条第1項の改正規定は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、鬼北町条例第10号、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、承認第2号、町長の専決処分(鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第13、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)の承認について、専決処分の報告をいたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の改正が必要であり、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○保健介護課長(芝 達雄君)

それでは、専決処分した鬼北町条例第11号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、14ページをお開きください。

今回の専決処分の概要につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について、従うべき基準及び参酌すべき基準を定めた省令の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることから、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、鬼北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、鬼北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、鬼北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、以上4条例につきまして、所要の改正を行い、緊急を要することから、専決処分を行ったものであります。

説明につきましては、別紙の新旧対照表で行います。鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、第1条に

よる改正、新旧対照表をご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正するものであります。

1 ページから 5 4 ページにつきましては、第 1 条による改正といたしまして、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の規定を改正、整備したものであります。主な改正点のみ説明させていただきます。

4 ページをお開きください。

第 3 条につきましては、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を規定したものであり、同条第 3 項に利用者の人権の擁護、虐待防止等のための措置を講じることを明記し、同条第 4 項に介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用について明記するものであります。

5 ページをお開きください。

第 6 条につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護従事者の員数を規定したものであり、各号において関連条文を追加するものであります。

6 ページをお開きください。

第 3 1 条につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護の運営規定について規定したものであり、同条第 1 項第 8 号を同条第 1 項第 9 号に改め、同条第 1 項第 8 号に虐待の防止のための措置に関する事項について、規定するものであります。

7 ページをお開きください。

第 3 2 条第 5 項につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護におけるハラスメント防止の方針を明確化したものであり、省令改正が行われたことから、今回新たに設けるものであります。

同条の 2 につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護における業務継続計画の策定等について規定したものであり、今回新たに設けるものであります。

8 ページをお開きください。

第 3 3 条第 3 項につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護における衛生管理等について規定したものであり、感染症の発生、まん延防止のための措置を講じることを設けるため、所要の規定整備をするものであります。

第 3 4 条につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護における掲示について規定したものであり、重要事項を記載した書面を事業所に常備し、かつ、いつでも関係者が自由に閲覧可能とし、掲示に代えることができるよう、所要の規定整備をするものであります。

第 3 9 条につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護における地域との連携等について規定したものであり、会議や他職種連携における ICT の活用について省令改正が行われたことに伴い、所要の規定整備をするものであります。

9 ページをお開きください。

第 4 0 条につきましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護における事故発生時の対応について規定したものであり、第 4 0 条の 2 を新たに設け、虐待の防止のための措置を講じることを明記したものであります。

1 0 ページをお開きください。

第47条につきましては、指定夜間対応型訪問介護における訪問介護員の員数について規定したものであり、地域の実情に合わせたオペレーターの配置基準等の緩和について、今回の省令改正により追加されるものであります。

15ページをお開きください。

第57条第2項につきましては、指定夜間対応型訪問介護における地域との連携の確保について規定したものであり、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることを明記するものであり、今回の省令改正により新たに設けるものです。

16ページをお開きください。

第59条の13につきましては、指定地域密着型通所介護事業所における勤務体制の確保等について規定したものであり、同条第3項につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて、今回の省令改正により新たに設けるものです。

17ページをお開きください。

第59条の15につきましては、指定地域密着型通所介護事業所における非常災害対策について規定したものであり、地域と連携した災害への対応の強化について、今回の省令改正により新たに設けるものであります。

21ページをお開きください。

第64条につきましては、指定認知症対応型通所介護等における従業者の員数について規定したものであり、今回の省令改正により配置基準の緩和がなされたことにより、所定の規定整備をするものであります。

23ページをお開きください。

第66条につきましては、共用型指定認知症対応型通所介護事業所における管理者について規定したものであり、今回の省令改正により、管理者の配置基準の緩和がなされたため所要の規定整備をするものであります。

25ページをお開きください。

第82条につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所における従業員の員数について規定したものであり、今回の省令改正により人員配置基準が見直されたことにより、所要の規定整備をするものであります。

27ページをお開きください。

第101条第2項につきましては、指定小規模多機能型居宅介護における定員の遵守について規定したものであり、過疎地域等におけるサービス提供の確保につきまして省令改正がなされたため、今回新たに追加するものであります。

29ページをお開きください。

第110条につきましては、指定認知症対応型共同生活介護事業所における従業者の員数について規定したものであり、認知症グループホームの夜勤職員体制が今回の省令改正により緩和されたため、所要の規定整備をするものであります。

30ページをお開きください。

同条第5項につきましては、指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者について定めたものであり、今回の省令改正により、配置基準の緩和がなされたため、所要の規定整備をするものであります。

31 ページをお開きください。

第111条につきましては、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における管理者について規定したものであり、今回の省令改正により、サテライト事業所の管理者の配置基準が設けられたため、同条第2項において今回新たに追加するものであります。

32 ページをお開きください。

第113条につきましては、指定認知症対応型共同生活介護事業所における設備に関する基準について規定したものであり、今回の改正によりユニット数の弾力化が図られたため、規定を改めるものであります。

第117条につきましては、指定認知症対応型共同生活介護事業所の取扱方針について規定したものであり、同条第8項につきましては、外部評価に係る運営推進会議の活用について、今回の省令改正において新たに規定が設けられたため、今回改めるものであります。

33 ページをお開きください。

第121条につきましては、指定認知症対応型共同生活介護における管理者による管理について規定したものであり、今回の省令改正によりサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の除外規定を新たに加えるものです。

37 ページをお開きください。

第151条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設における従業者の員数を規定したものであり、今回の省令改正により従業者の員数の見直しが図られたため、改めるものであります。

39 ページをお開きください。

同条第8項につきましては、サテライト型居住施設の人員基準について定めたものであり、今回の省令改正により人員基準について新たに加えるものであります。

41 ページをお開きください。

第163条の2につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設における栄養管理について規定したものであり、入所者の栄養管理について計画的に行うことを定めたもので、今回の省令改正により新たに加えるものであります。

第163条の3につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設における口腔衛生の管理について規定したものであり、入所者の口腔衛生の管理について計画的に行うことを定めたもので、今回の省令改正により新たに加えるものであります。

44 ページをお開きください。

第181条につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における設備の基準について規定したものであり、設備基準の見直しにより、所要の規定整備をするものであります。

50 ページをお開きください。

第204条につきましては、指定地域密着型サービスにおける電磁記録等について規定されたものであり、業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、今回の省令改正により新たに設けるものであります。

51 ページをお開きください。

附則についてご説明します。

第6条につきましては、基準名の名称の変更により、今回表記を改めるものであります。
52ページをお開きください。

第11条、第12条、同条の2、同条の3につきましては、元号の改元により今回表記を改めるものであります。

なお、先ほどご説明いたしました感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や他職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進については、今回提案している全てのサービスにおいて同様の改正を行っておりますので、説明については割愛をさせていただきます。お目通しをお願いします。

続きまして、第2条、鬼北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表55ページをご覧ください。

55ページから76ページにつきましては、第2条による改正といたしまして、所要の規定を改正、整備したものであります。

56ページをお開きください。

第3条につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則を規定したものであり、同条第3項に利用者の人権の擁護、虐待防止のための措置を講じることを明記し、同条第4項に介護保険等関連情報等の適切かつ有効な活用について明記するものであります。

59ページをお開きください。

第10条につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における管理者について規定したものであり、管理者の配置基準の緩和について省令改正が行われたことに伴い、所要の改正をするものであります。

60ページをお開きください。

第28条につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における勤務体制の確保について規定したものであり、同条第3項につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて、今回の省令改正により新たに設けるものです。

なお、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護につきましても、認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて同様の改正を行っておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

61ページをお開きください。

第30条につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護における非常災害対策について規定したものであり、第30条第3項につきましては、地域と連携した災害への対応の強化について、今回の省令改正により新たに設けるものであります。

64ページをお開きください。

第44条につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における従業員の員数について規定したものであり、今回の省令改正により人員配置基準が見直されたことにより、所要の規定整備をするものであります。

67ページをお開きください。

第58条につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における定員の遵守について規定したものであり、過疎地域等におけるサービス提供の確保につきまして省令改正がなされたため、今回新たに追加するものであります。

続きまして、第3条、鬼北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表の77ページをお開きください。

77ページから82ページにつきましては、第3条による改正といたしまして、所要の規定を改正したものであります。

80ページをお開きください。

第31条につきましては、指定介護予防支援の具体的取扱方針を定めたものであり、傍線部分につきまして、表記を改めるものであります。

続きまして、第4条、鬼北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表の83ページをご覧ください。

83ページから91ページにつきましては、第4条による改正といたしまして、所要の規定を改正したものであります。

84ページをお開きください。

第5条第2項につきましては、指定居宅介護支援の内容及び手続きの説明及び同意について規定したものであり、傍線部分につきまして、省令改正により新たに加えるものであります。

86ページをお開きください。

第14条第20号の2につきましては、指定居宅介護支援における生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応について規定したものであり、傍線部分につきまして、省令改正により加えるものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。議案書35ページに戻っていただき、附則についてご説明いたします。

附則、施行期日、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、鬼北町条例第11号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第14、承認第4号、町長の専決処分(令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第9号))の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、承認第4号、町長の専決処分(令和2年度鬼北町一般会計補正予算(第9号))の承認について、専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び感染対策を含めた諸施策において、年度後半での予算措置、並びに予算執行上の諸事情により、年度内の事業完了が見込めなくなったことから、事業を繰り越すもので、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

補正内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長(高田達也君)

それでは、第1条、繰越明許費の補正について説明いたします。

1ページをご覧ください。

上段の追加いたします事業につきましては、コロナ禍等により、資材調達、事業着手等が困難で、年度内の完成が見込めなくなりましたことから、事業を繰り越すものであります。

2款1項、財産管理施設整備事業51万7,000円は、永野市墓地の駐車場舗装工事です。

3款1項、公共施設感染防止対策事業81万1,000円は、愛治にあります清水荘の空調設備、衛生設備改修工事です。

5款2項、町産材木造住宅建築促進事業68万2,000円は、申請のありました町産材木造住宅建築にかかる補助事業1戸分です。

7款2項、町道成川線道路防災事業1,100万円は、町道成川線防護柵工事です。

次に、変更いたします2款1項、近永駅周辺賑わい創出事業は、近永駅舎設計委託料440万円を追加計上するもので、JR四国との設計協議に期間を要したため、事業を繰り

越すものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

総務費の変更された近永駅周辺賑わい創出事業の完成といいますか、どのあたりを見込んでおられるのかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長のほうから答弁させます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの近永駅舎の完成予定なんですけれども、今回繰越事業で設計を5月31日までということで提案させていただいております。5月31日で設計ができて、7月に工事の着工ということで入札にかけさせていただきたいと考えておりますので、それから約6ヶ月ということで、来年の1月か2月には完成予定というふうなことで現在進行しているところであります。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号、町長の専決処分（令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第9号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第15、承認第5号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、承認第5号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多大な影響を受けた住民生活を支援するとともに、売上げが減少した中小企業者を支援するため緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして初めに歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費、18節、生活福祉給付金7,600万円は、生活支援として、町民税非課税者一人当たり2万円を。障害者には、さらに1万円を追加して支給するものです。10節需用費、11節役務費、12節委託料は、当該事務にかかる事務経費を計上しております。

同項3目、老人福祉費、18節、高齢者施設従事者等PCR検査補助金412万5,000円は、高齢者福祉施設等の従事者がやむを得ない事情により感染拡大地域等を往来した職員に対し、事業者が実施するPCR検査に要する経費を補助するものです。

同節、高齢者施設入所前PCR検査補助金400万円は、施設内感染拡大防止のため、新規入所者に対し実施するPCR検査に要する経費を補助するものです。

4款1項8目、病院費、20節、医師確保奨学金貸付金340万円は、貸付希望者1名に対し、奨学金を貸付けるものです。

4款2項1目、じん芥処理費、10節、消耗品費163万1,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒薬等を購入するものです。

5款1項3目、農業振興費、14節、道の駅施設整備工事請負費990万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、日吉夢産地のトイレを非接触型施設に改修するものです。

18節、担い手農家応援給付金400万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した農家に対し、40万円を限度として給付するものです。

同節、農業経営収入保険保険料補助金50万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要減少等による価格低下等、さまざまなリスクによる収入減少を防ぐため、農業経営収入保険の保険料の一部を補助するものです。

同節、食育推進事業費補助金100万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内農家の販売量が減少していることから、学校給食に積極的に地域農産物を使用するものです。

同節、集客回復促進事業費補助金150万円は、道の駅日吉夢産地の集客回復イベントに要する経費を計上するものです。

8ページ、5款2項2目、林業振興費、14節、道の駅施設整備工事請負費275万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、森の三角ぼうしのトイレを非接触型

施設に改修するものです。

18節、木材価格緊急対策事業費補助金600万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で下落した木材価格に対し補助するものです。

同節、集客回復促進事業費補助金200万円は、道の駅森の三角ぼうしの集客回復イベントに要する経費を計上するものです。

6款1項2目、商工振興費、18節、中小企業応援給付金7,000万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが15%以上減少した事業者に対し、法人は50万円、個人は25万円を限度に、給付金を支給するものです。

12節の企業応援給付金事業業務委託料100万円は、商工事業者支援事務等にかかる経費を計上しております。

3目、観光費、17節、機械器具費264万円は、イベント等入場時の密を避けるため、一度に複数の体温測定が可能な検温システムを導入するものです。

6目、成川溪谷休養センター費、14節、成川溪谷休養センター施設整備工事請負費200万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、屋外トイレを非接触型に改修するものです。

18節、指定管理者休業要請協力金300万円は、成川溪谷休養センター休業要請に伴う協力金です。

次に歳入について説明いたします。6ページをお開きください。

14款2項1目、総務費国庫補助金、3節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,731万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する交付金です。

2目、民生費国庫補助金、4節、疾病予防対策事業費等国庫補助金200万円は、7ページにあります3款1項3目18節、高齢者施設入所前PCR検査補助金に対する国庫補助金です。

18款2項1目、財政調整基金繰入金は、補正額として3,878万8,000円を取り崩し、財源に充てるものです。

次に、第2条の債務負担行為について説明いたします。3ページをお開きください。

最初に、追加いたします新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給については、令和3年度借入れ分についても利子補給の対象としたため、追加計上するものです。

下表の変更いたします医師確保奨学金貸付金については、貸付対象者が2名となったため、限度額を2,400万円に増額するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（末廣 啓君）

3点ほど質問いたします。

まず、3款1項1目18節の7,600万円生活福祉給付金ですが、もう少し詳しく説明願えたらと思います。生活支援を受ける方、障害者等説明がありましたが、対象者がど

れくらいなのか、どういう内容なのか質問をいたします。

それと、次の4款1項8目20節の医師確保奨学金貸付金ですが、これ八幡浜の学生さんが対象ということで新聞等で承知をしておりますが、340万円を補正する内容、また、かなりの緊急を要しておられるわけですが、どういう内容なのか、6月の定例会ではいけなかったのか、質問させていただきたいと思います。

それと、8ページ5款2項2目18節、木材価格緊急対策事業費補助金600万円、これの具体的な内容、木材価格の内容を教えてくださいと思います。

以上3点質問させていただきます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

3点のうち、金額が大きい7,600万円については私のほうから、それから、医師確保対策については、保健介護課長から、木材価格については農林課長から説明をさせます。

1点目の7,600万円の考え方といたしますか、今回のコロナ対策という部分ですが、国のほうからの交付金の考え方は、昨年度令和2年度には、鬼北町のほうに4億円弱が入っております、その対策を実施させていただきました。ただ、今年に入りまして、令和3年に入ってから、再度切れ目のない施策を実施してほしいという国の要請から交付金が予定されておりました。ただ、鬼北町においては12月末までに、スタンプラリーとか臨時給付金とか、それぞれの施策を展開したあと、私が思ったのはですね、このコロナ禍というものについては、年度をまたぐといたしますか、令和3年に入っても十分それは影響が出てくるだろうという予想を立てなければならぬと思いました。ただ、国のほうとしてこれから先、また同じような臨時交付金が予定されるかどうかについては不確定な部分がありましたので、私はこの1億5,000万円の部分を令和3年度に使うべきということで指示をいたしまして、残していたわけでありまして。その分をですね、このような形、ひとつは一番大事なものは、今一番苦しまれております商工業関係者の方々に対する支援というもの、もちろん国と同じようには保障できませんので、お見舞金程度でありますけれどもその分について町からの意志というものをしっかりとメッセージとして出さなければならない。

もうひとつは、表には出てきませんが、非正規雇用者も含めた収入が低い方、対象は非課税の方3,600人程度いらっしゃいます。この方々について、2万円の交付をさせていただきたい、なおかつ非課税世帯の中で、身体に支障がある方については1万円を追加して出してはどうかという提案でございます。

それぞれのご家庭、ご家族またご親戚等でそれぞれの影響がありますけれども、町として行政側として、ひとつの基準として、この1億5,000万円の中、そして7,600万円を出した残りの部分として生活困窮者の方に、困窮と言うのは言葉が悪いかもしれませんが、収入が低い方に補給をしてこのコロナ対策としての考え方というものをしっかりとお示しさせていただきたいというのが今回の7,600万円の部分ということでご理解いただきたいと思います。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは私のほうから7ページの4款1項8目、医師確保奨学金貸付金の質問について

回答させていただきます。

まず、内訳につきましては、今年度については入学貸付金が100万円、それから毎月定時に貸し付けるものが20万円です。340万円となっております。先に申請がありました内容と同様となっております。

それから、急ぐ理由ですが、こちらの貸付金については、当初予算が可決後、町内の方から貸付の申し出がありまして、すでに4月の中頃には大学のほうに行く予定ということをお聞きしておりまして、できるだけ早く負担軽減のためにも貸付金が実行できるように考えた観点から今回計上させていただいたものであります。

○農林課長（松本秀治君）

私のほうから8ページ、5款2項2目18節、木材価格緊急対策事業費補助金の内容についてご説明させていただきます。

これにつきましては、コロナ感染症の影響により価格が下落した木材に対して補助するものでありまして、過去3ヶ年の月額平均単価が1,000円以上下回る月に流通したものに對しまして、1立米あたり1,500円以内で補助をするものであります。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

○6番（山本博士君）

2点ほどあるんですが、7ページ5款1項3目18節、担い手農家応援給付金、これはどういう形で支払いができるのか、詳しく説明をお願いいたします。

それと末廣議員が質問されていましたが、8ページの5款2項2目18節、木材の価格緊急対策事業費なんですが、これは言うたら担い手のほうで、キャベツとかブロッコリーなんかも値崩れの変動があるんですが、そういったことに関してもこれは関わってくるんじゃないかなというふうに感じるんですが、そのへんどうなのかということと、下の集客回復促進事業ですか、これはどういった集客になるのか、道の駅とかであるとそれは分かるんですが、木材に関してそういうことがあるのかなと疑問に思うのですが説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

3件全部農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

まず初めに、7ページの5款1項3目、担い手農家応援給付金につきましては、令和2年度のほうも実施したんですが、担い手の方、農業を生業としている方々が令和3年度の売上げが令和元年度の売上げに對しまして20%以上減少した場合に上限40万円を補助をするものであります。前回は4件ありまして、事業費としては、155万4,000円、前年度事業を実施しております。

続きまして、8ページ5款2項2目、木材価格緊急対策事業費補助金なんですが、これは木材の事業者の方、また林家の方がコロナの影響で市場とかに木材を出した段階でその

価格が下がっているものに対しての補助でありまして、野菜とかそういうものとは別であり、あくまでも木材の流通にかかるものに対して補助するものであります。

続いて、集客回復促進事業補助金につきましては、これは三角ぼうしのほうでコロナの関係で売り上げが落ちているものに対しまして売り上げを回復するというので、三角ぼうしのほうでイベント等を実施するものに対しての補助であります。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

今の集客回復促進なんですけど、7ページにも入っておりますがそれとはどうなのか。

そして、担い手農家の応援給付金についてなんですけど、これもまた1年間青色申告とか何とかして1年間後に支払われるのかそれもお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

2点のうち1点目は私のほうから、2点目につきましては農林課長のほうから答弁をさせます。

鬼北町の道の駅にそれぞれの建築にかかる国の補助事業が、日吉の夢産地のほうが農政、それから、森の三角ぼうしにつきましては林業振興というところで林業構造改善事業、そこでやっているものですからこのように二つに分けておるということでご理解いただきたいと思います。

あと1点は農林課長から説明をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

担い手農家の給付金なんですけど、これも以前と同じように1年間の売り上げで下がったものに対してということで、前回と同様な形で実施したいというふうに思っております。

○6番（山本博士君）

1年間というのはなかなか大変なんですけど、だからもう少しなんとか3ヶ月間の売り上げとかいうふうな形でできないものか、もう一回検討していただければと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

なぜ1年間にしたかと申しますと、農業の場合は、作付の状況とかいろんなことで短期的にその状況によりまして売り上げがあがらない月とか前年度はあがっているけど作付を変えることによって売り上げが下がるとか状況がありますので、年間を通じて20%以上売り上げが落ちた方ということでさせていただいております。国とかでも当初ありましたように、その月3ヶ月でやっていたがトータルすると売り上げが下がってなかったというような状況も発生しますので、飲食店とかそういったところはその月その月で売り上げがあるかと思いますが、農業の場合は、作付状況とかいろんなそういう状況によりましてたまたまその月は下がっているとかそういったこともありますので、年間を通じて売り上げが下がっている方を補助したいというふうに考えております。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

○4番（中山定則君）

今回の補正予算、専決処分されましたが、4月16日付けで専決処分されていますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認められるときに専決処分できるように自治法でなっております。そのへんの時間的な余裕がなかった、ないことが明らかであることが認められるときということについて説明をいただきたいのと、今ほどありましたが、7ページの5款1項3目18節の集客回復促進事業費補助金、イベントということなんですが、これは本日も臨時会が早くから予定されておりますし、専決の問題に返るんですが、4月になぜ臨時会を招集しなくて専決処分されたのか、それと、専決処分されたこの予算の内容を見ると先ほどもちょっとあったんですが、本日もいい、6月定例会でもいいような予算があるんじゃないかということ、そのへんについて答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総合的なことは副町長のほうから答弁をさせます。細かいところで、集客回復の分が専決には該当しないのではないかという話でしたが、日吉のほうでですね、4月の末にはグリーンフェスティバル、議員さんも行かれた方あると思うんですけども、それが予定されておまして、4月の当初からやるかやらんかということ相談されておりました。私も取締役ですので協議があったわけでありまして、4月16日という日はどういう日かと言いますと、鬼北町で陽性患者が出た数日後でございます。陽性患者が出たときにこれは絶対無理だということで、成川のほうも16日からのオープンをストップした。それから、温泉も16日にやるのもずっとストップした。また、フェスティバルについても、残念がっておられましたけれども、町のほうでコロナ対策としてしっかり予算を組むから秋口以降にまたイベントをやっただけないだろうか、私のほうから打診をしたということがありまして、このような予算を組んでおります。

それと同様に、道の駅が二つありますから同じタイミングで予算を追加してそれぞれの道の駅に情報発信をしていただきたいという願いをしたわけでありまして。

トータル的なことにつきましては、副町長のほうから説明をさせます。

○副町長（井上建司君）

中山議員からのご質問の専決処分についてであります。確かに専決処分については議会を開く暇がないときという条件がありますけれども、町として議会を開く暇がないという判断をしたということで専決処分をさせていただいた、それで今回報告して議会の承認を得たいということで提案をさせていただいております。

それと、6月補正で間に合うのではないかというお話もありましたけれども、これにつきましても、予算の執行にはあくまでもその準備行為といいますかそういったことが必要になります。そういったことで、今回予算を計上するによって速やかな執行ができるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

専決処分については、繰り返しになるんですが、自治法が改正されて議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに専決処分ができるようになっております。まずそれがひとつ、それと、こういうことがあるので専決処分は、災害等じゃないのでできないという判断に立てば、先ほど言いましたように、臨時会をなぜ4月に招集しなかったのか、この2点を再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員の言われる意味が分からないわけではありませんけれども、町長の権限として専決予算をさせていただくということについては法律で認められております。自治法で認められておりますので、させていただきたい。先ほど副町長が申しあげましたように、このコロナ禍の中でですね、この部分、ほとんどについては早く執行して、商工業者または生活困窮者といいますか収入の少ない方にその施策をお示しをしたい、それと同じように、当然議会の議員さん方もこの状況については承認していただけるだろうということを私が判断をして専決をさせていただいております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第16、承認第6号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、承認第6号、町長の専決処分（令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認について専決処分の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上げが減少した中小企業者支援及びまん延防止対策のため、営業時間短縮に協力した飲食店支援のため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、初めに歳出から説明いたしますので6ページをお開きください。

6款1項2目、商工振興費、18節、中小企業応援給付金2,800万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが30%以上減少した事業者に対し、法人は20万円、個人は10万円を限度に給付金を支給するものです。

同節、飲食店営業時間短縮協力金2,400万円は、まん延防止対策として実施する営業時間短縮要請に協力した飲食店に協力金を支給するものです。

次に歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

14款2項1目、総務費国庫補助金、3節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,920万円は、飲食店営業時間短縮協力事業に活用するものです。

15款2項5目、商工費県補助金、2節、えひめ版応援事業費県補助金1,400万円は、中小企業応援給付金事業に対する県補助金です。

同節、新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業費県補助金240万円は、飲食店営業時間短縮協力金事業に対する県補助金です。

18款2項1目、財政調整基金繰入金は補正額として1,640万円を取り崩し、財源に充てるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

6ページの6款1項2目の18節、中小企業応援給付金2,800万円、飲食店営業時間短縮協力金2,400万円、これについては、今ほど説明があったように、飲食店営業時間短縮協力金については、まん延防止、県のまん延防止の飲食店、県内20市町の県内のお酒を提供している事業者に対しての協力金であろうかと思えます。それとその上については、町独自の企業応援給付金の予算であろうかと思えますが、先ほどの中小企業応援給付金の内容と今回の内容、この内容がどちらともあてはまるのであれば支給対象者は、応援給付金としてなるのか、それと、窓口はどこで、受け付けはいつから始まっているのか、そのへんを2点お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

最後の2点につきましては、企画振興課長から答弁をさせます。

考え方なんですけれども、今回知事のほうから飲食店についての支援をするという県からの施策の発表がありました。それはあくまでも時間を短縮するといいますか、夜8時以降について、9時以降とそれぞれの地域によっての時間短縮、そこらあたりに限られておるわけなんですけれども、それは愛媛県内の地域地域によってそれぞれの形態が少しずつ変わっているだろう、鬼北町におきましては、33の店舗の内そのような時間を短縮してするものも数件ありますけれども、それ以外は予約を取って10人、15人と予約を取って営業されているところもある、今回この県の補助金等については、月に2回程度の予約があったところについて、予約がなくなったところについてはある程度了解していただきますけれども、それ以上に予約がなかったところについては措置がございません。ただ、県が飲食店への支援という形をとった以上は、私はそれに賛同して鬼北町内の飲食店全てにおいて、じゃあ支援をしないところについてはコロナ禍の影響を受けてないのかという視点に立った場合には、全ての飲食店が影響を受けているだろうというふうに拝察をいたします。そうなりますと、ひとつの県の施策として飲食店への支援というものをした場合に、やはり、町民の目線から言うとやはり県の支援の中に該当するところとしないところとの差というものをですね埋めることが私は行政側として適当なんじゃないかなと思ったわけでありまして。月に2回以上の申し込みが例年ないこの部分については、町のほうからその部分の支援をさせていただきたいなと、金額については、県の支援部分までは至りませんが、その分の一定の部分をこの給付金によって確保したいなと、それで33のアルコールを伴う飲食店そのものについて全件についてコロナ対策としての支援金を飲食店への支援ということでさせていただきたいなということでの予算計上でございます。ただ、県の支援とはひとつ違うところがありますから、説明の欄は分けたということでございます。

あと、企画振興課長から説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

町長のほうから説明があったんですけど、若干ちょっと錯誤がありますので私のほうから詳しく説明させていただいたと思います。

先ほど1号の補正で、応援給付金を出すというふうに申し上げましたけれども、あれは町単の応援給付金、昨年も実施した応援給付金です。あれは、昨年20%の減少であったけれども、今年度は過大して15%減少したところについて、同じ50万、10万、20万出すという、先ほどご質問のありました今回の第2号補正の中小企業応援給付金、これはえひめ版の応援事業分ということで、今回4月の26日から5月の19日まで対策期に入っております。その分に対して入れた部分でございます。これは2,800万円でございますけれども、県が2分の1、町が2分の1を負担いたします。したがって先ほどの応援給付金の町単分と合わせてこちらの支給はできるということで両方とも取れるということでご理解をいただけたらと思います。

それと、飲食店営業時間短縮協力金でございますけれども、これ2,400万円、これもコロナ対策で4月の26日から5月の19日まで時短をしていただいている飲食店でございます。これにつきましては、保健所から許可を有する飲食店業者の一覧をいただきまして、商工会と協議をし、お酒を出しているところにだけ通知をさせていただいております。それと回覧等で周知をさせていただいているわけなんですけれども、先ほど町長が言われ

ましたように、33業者今協力をするというふうなことでいただいております。協力金の額は、1日当たり2万5,000円、それが4月の26日から5月の19日までになりますので、24日間計60万円を給付することといたしております。ただし、一度でも開けていることが判明すればこれは取れないということになっておりますので、これまでに6回担当と県のほうからも見回りに参加していただきまして、そういった見回り調査もさせていただいて協力の要請をいたしているところでございます。負担割合は、国が8割、県が1割、町が1割ということで合計2,400万円となっております。

なお、受け付けにつきましては、5月の10日から8月の1日まで受け付けるというふうなことでしております。受け付け場所は、商工会のほうで対応させていただくというふうに考えております。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

今ほど詳細な説明を受けたわけですが、時短の協力金、これは県のまん延防止策、先ほど1日2万5,000円ということは、26日から19日の間にはその33か所の飲食業店については支給しますよと、それ以外に先ほどの予算の中小企業については対象にはなりません、協力金についてはなりませんという認識だろうと認識しているわけですが、例えば、その33ヶ所の事業所、飲食店はせずに宴会をして、宴会はするけどお酒は提供する、常時お酒は提供しないところも何ヶ所かあったと、そうなるこの1日の協力金が2万5,000円入るところとこの補助だけではかなりの格差ができる、そのへんのどう言えればいいか対策というかどうされるのかそこらへんの、あまりにも差が広すぎるのではないかなと思うんですけれどもそこらへんの考え方についてお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど漏れがございましたが、今の件について、一日の売り上げが8万3,333円以下のところについては、2万5,000円。8万3,333円から25万円のところにつきましては、0.3をかけさせていただいてその金額をはじき出します。その金額が一日当たりの金額になって24日間、一日当たりの売り上げが25万円以上のところにつきましては、一日当たり7万5,000円というふうなことで規程で県のほうから決まっておりますので、それを国が8割、県が1割、町が1割というふうな負担割合で金額的にはそういったことで分けてあるということでございます。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、よろしいですか。

○11番（赤松俊二君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、承認第6号、町長の専決処分(令和3年度鬼北町一般会計補正予算(第2号))の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、原案のとおり承認することと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

再開を12時15分とします。

換気のため空気を入れ替えます。

休憩 午後 0時 4分

再開 午後 0時15分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、同意第1号、鬼北町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松浦司議員の退場を求めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、同意第1号、鬼北町監査委員の選任について提案理由の説明をいたします。

地方自治法第195条の規定により、鬼北町の監査委員の定数は2人となっております。この2人につきましては、同法第196条第1項の定めるところにより、議会の同意を得て、内1人は識見を有する者から、残り1人は、議会議員の中から選任することとなっております。

この内、本日ご同意をいただきたい委員は、議会議員からの選出1名についてであります。議会議員からの選出につきましては、この度の議会の改選により、新たな任期を迎えることによるものであり、新監査委員として、住所 鬼北町大字大宿1692番地、氏名 松浦司、生年月日 昭和38年10月7日生まれを選任するものであります。

以上、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

お諮りします。

本件につきましては、質疑討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、質疑討論を省略することに決定しました。

これから、同意第1号、鬼北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

松浦司議員に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起 立 多 数)

○議長(芝 照雄君)

起立多数です。

したがって、松浦司議員に同意することに決定いたしました。

松浦議員の入場を許可します。

日程第18、同意第2号、鬼北町消防委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、坂本一仁議員、兵頭稔議員、中山定則議員の退場を求めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、同意第2号、鬼北町消防委員の選任について提案理由の説明をいたします。

消防委員会委員につきましては、鬼北町消防委員会条例第4条の規定により、消防関係者から3人、町議会議員から3人、学識経験者から3人の計9人を選任することとなっております。

この内、町議会議員の中から選任する委員につきましては、同条例第5条の規定により議会の議決を要するものであります。

今回選任いたします消防委員は、住所 鬼北町大字内深田1349番地2、氏名 坂本一仁、生年月日 昭和47年3月12日生まれ。

住所 鬼北町大字下鍵山472番地、氏名兵頭稔、生年月日 昭和22年7月23日生まれ。

住所 鬼北町大字奈良4417番地、氏名 中山定則、生年月日 昭和31年7月17日生まれ。

以上の3人であります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

お諮りをいたします。

本件については、質疑討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、質疑討論を省略することに決定しました。

兵頭稔議員、中山定則議員の入場を許可します。

これから、同意第2号、鬼北町消防委員の選任についてを採決します。

初めに、坂本一仁議員に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、坂本一仁議員に同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、兵頭稔議員の退場を求めます。

坂本一仁議員の入場を許可します。

次に、兵頭稔議員に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、兵頭稔議員に同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、中山定則議員の退場を求めます。

兵頭稔議員の入場を許可します。

次に、中山定則議員に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、中山定則議員に同意することに決定しました。

中山定則議員の入場を許可します。

日程第19、同意第3号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第19、同意第3号、鬼北町固定資産評価員の選任について提案理由の説明をいたします。

令和3年4月1日付け職員の人事異動に伴い、町民生活課長を鬼北町固定資産評価員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします固定資産評価員は、住所 鬼北町大字日向谷45番地2、氏名 那須周造、生年月日 昭和38年6月22日生まれであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

本件については、質疑討論一括して行います。

質疑討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（芝 照雄君）

質疑討論なしと認めます。

これから、同意第3号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
那須周造君に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、那須周造君に同意することに決定いたしました。

日程第20、同意第4号、鬼北町副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第20、同意第4号、鬼北町副町長の選任について提案理由の説明をいたします。

鬼北町副町長井上建司氏が令和3年5月11日をもって任期満了となるので、次期鬼北町副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします副町長は、住所 鬼北町大字上川885番地、氏名 井上建司、生年月日 昭和30年12月6日生まれであります。

井上建司氏は、昭和55年4月に旧広見町職員として採用され、水道課長、保健福祉課長、総務課長、企画財政課長兼総務課長を歴任された後、平成29年5月12日からは鬼北町副町長として町行政の推進にご尽力をいただいております、再度副町長を依頼したく思っております。

なお、ご同意をいただきましたら、令和3年5月12日付けで就任していただく予定であります。

以上、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第4号鬼北町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

井上建司君に同意することに賛成の方はご起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、井上建司君に同意することに決定いたしました。

ここで、井上建司君から就任の挨拶を受けます。

○副町長（井上建司君）

今ほど議員の皆様のご同意をいただきまして引き続き副町長として鬼北町の行政の運営に携われる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。再任ということでありまして、その職責の重さを改めて感じているところでありますが、今後におきましても、町長の補佐役として職員と一緒に鬼北町の発展とまた町民の皆様の福祉の向上に誠心誠意力を尽くしてまいりたいと考えております。

今度ともご指導ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（芝 照雄君）

以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶を受けます。

○町長（兵頭誠亀君）

令和3年第2回鬼北町議会臨時会に提案しておりました10案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

すでに新年度も1ヶ月余りが経過し、私も町長として2期目のスタートを切ったところであります。喫緊の課題である、新型コロナウイルス感染拡大防止、ワクチン接種のスムーズな運営、感染者等への誹謗中傷の根絶などはもちろんのこと、町を取り巻く厳しい状況を踏まえ、気持ちを新たに町民の負託に応えるべく最善を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援とご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和3年第2回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

一同ご起立願います。

礼。

（午後 0時33分 閉会）

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

臨時議長

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（1番）

鬼北町議会議員（3番）